

総務省における 過労死等の防止対策の実施状況



総 務 省

地方公共団体における時間外勤務削減の取組

地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果

■ **調査目的**：地方公務員のワークライフバランスの推進等に資するための基礎資料を得る

■ **対象団体**：都道府県、政令指定都市、
県庁所在市（政令指定都市を除く。東京都にあっては新宿区）

■ **対象職員**：知事部局・市区長部局の一般職に属する任期の定めのない常勤職員
（管理職を除く）

■ **対象年度**：平成26年度及び平成27年度

1 時間外勤務の時間数（平成27年度）

(1) 全体状況

	時間／月	時間／年	26年度比 増減(%)
全体	13.2	158.4	0.1
都道府県	12.5	150.0	▲0.2
政令指定都市	14.5	174.0	0.3
県庁所在市	13.3	159.6	0.4
本庁	18.3	219.6	0.2
都道府県	18.6	223.2	▲0.1
政令指定都市	19.5	234.0	0.0
県庁所在市	16.5	198.0	0.6
出先機関等	9.9	118.8	▲0.1
都道府県	8.8	105.6	▲0.3
政令指定都市	12.0	144.0	0.5
県庁所在市	9.8	117.6	▲0.1

(参考) 国家公務員 233時間（平成27年・年間。本府省363時間、それ以外206時間）
民間労働者 154時間（所定外労働時間。平成27年・年間・30人以上事業所）

(2) 時間外勤務時間が最も多い団体の当該時間数

- 本庁、出先機関等 23時間／月 276時間／年
- 本庁 31時間／月 372時間／年

(3) 時間外勤務時間が多い月

- 対象団体の3類型いずれも、全体（本庁、出先機関等）として、4月及び3月に多くなっている。（4月15.4時間、3月15.7時間）

2 時間外勤務が多い職員の数（平成27年度）

(1) 全体状況

	調査対象 延べ人数 (年間)	60時間超	60時間超	
			80時間超	80時間以下
全体	4,770,644	131,936 [2.8%]	81,138 [1.7%]	50,798 [1.1%]
都道府県	2,510,417	63,073 [2.5%]	39,285 [1.6%]	23,788 [0.9%]
政令指定都市	1,591,928	48,577 [3.1%]	30,163 [1.9%]	18,414 [1.2%]
県庁所在市	668,299	20,286 [3.0%]	11,690 [1.7%]	8,596 [1.3 %]
本庁	1,778,199	95,397 [5.4%]	56,212 [3.2%]	39,185 [2.2%]
都道府県	931,880	49,551 [5.3%]	29,376 [3.1%]	20,175 [2.2%]
政令指定都市	526,636	30,520 [5.8%]	18,183 [3.5%]	12,337 [2.3%]
県庁所在市	319,683	15,326 [4.8%]	8,653 [2.7%]	6,673 [2.1%]
出先機関等	2,992,455	36,539 [1.2%]	24,926 [0.8%]	11,613 [0.4%]
都道府県	1,578,537	13,522 [0.9%]	9,909 [0.6%]	3,613 [0.2%]
政令指定都市	1,065,292	18,057 [1.7%]	11,980 [1.1%]	6,077 [0.6%]
県庁所在市	348,616	4,960 [1.4%]	3,037 [0.9%]	1,923 [0.5%]

(注1) 「調査対象延べ人数（年間）」は、毎月の職員数を12か月分合算したもの

(注2) [] 内の数字は、「調査対象延べ人数（年間）」に占める割合

(注3) 60時間超：時間外勤務手当の割増対象となる時間（125/100→150/100）

80時間超：労災認定基準（厚労省通知）において、業務と脳・心臓疾患の関連性が強いと評価できるとされている時間

(参考) 国家公務員 7.1%（本府省職員に占める超過勤務が年間720時間超の職員の割合）

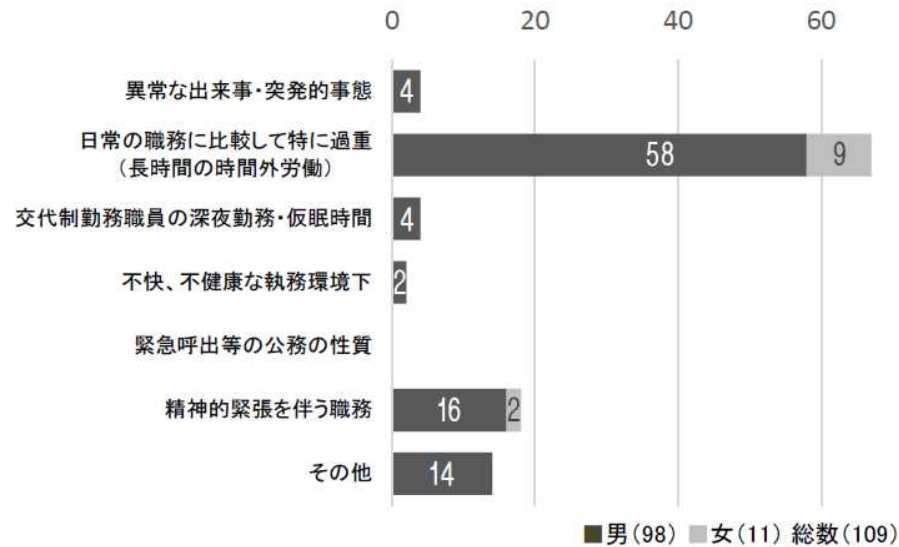
(2) 60時間超の職員数が最も多い団体の当該職員数の割合

- 本庁、出先機関等： 9.2%
- 本庁： 16.0%

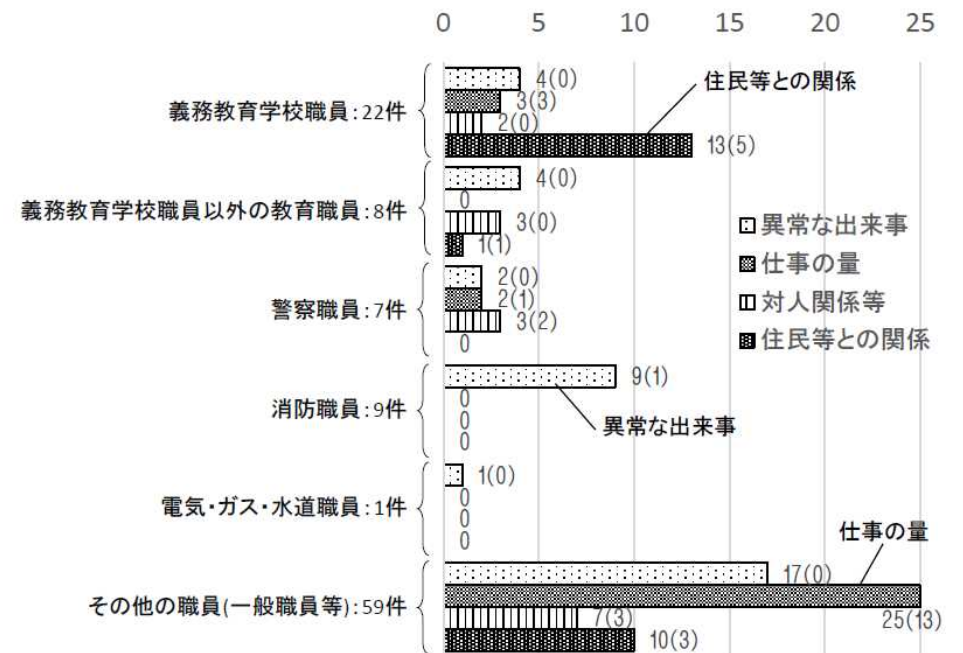
(参考)

平成28年度 地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究 (概要)

脳・心臓疾患 過重負荷が認められる職務従事状況 (重複回答)



精神疾患 職種別×過重負荷が認められる職務従事状況 (重複回答)



(注)

1. 脳・心臓疾患84件(男75件、女9件)の内訳を示したものの。
2. 1件の事案に複数の職務従事状況がある場合は、それぞれを1件としてカウントしている(重複回答)。

(注)

1. 精神疾患106件の内訳を職種別、職務従事状況別に示したものの。
2. 1件の事案に複数の職務従事状況がある場合は、それぞれを1件としてカウントしている(重複回答)。
3. 過重負荷が認められる職務従事状況のうち、主な4項目のみを抽出して記載している。
4. ()は、うち自殺事案の数。

3 勤務時間管理の状況

(1) 出退勤時間の把握方法

	団体数	タイムカード、ICカード等の客観的な記録	任命権者からの現場確認	職員からの申告※
全体	99[100]	25[25]	30[30]	44[44]
都道府県	47[100]	7[15]	18[38]	22[47]
政令指定都市	20[100]	9[45]	5[25]	6[30]
県庁所在市	32[100]	9[28]	7[22]	16[50]

(注) [] 内の数字は、各類型の団体数に対する各把握方法を選択した団体数の割合

※「職員からの申告」による場合の申告の方法

	団体数	システムへの入力	紙媒体への記載
全体	99[100]	24[55]	20[45]
都道府県	47[100]	13[59]	9[41]
政令指定都市	20[100]	2[33]	4[66]
県庁所在市	32[100]	9[56]	7[44]

(2) 時間外勤務命令の方法

- すべての調査対象団体において、事前に上司に申請を行い、時間外勤務命令を受けることとしている。

平成29年における労働時間の適正な把握及び超過勤務縮減への要請

1 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて (H29.2.8公務員課長通知)

厚生労働省策定のガイドラインを地方公共団体に周知し、ガイドラインに基づく適切な対応を要請

《ガイドラインの示す労働時間把握のための原則的方法》

- ・使用者による現認、タイムカード・ICカード等の客観的な記録
- ・自己申告による場合は、勤務時間管理者及び労働者に対する十分な説明を実施

2 時間外勤務縮減等の取組について

(H29.4.28公務員部長通知)

(1) 引き続き、年間を通じた全庁的な時間外勤務の縮減に取り組むこと。特に、職員の心身の健康や士気を確保する観点から、時間外勤務が多い部署や職員、時期等について、その要因を的確に把握し、重点的に縮減方策を講じることが重要であること。

(2) 平成29年2月8日付総行公第19号により通知したガイドラインを踏まえ、勤務時間を適正に把握すること。特に、始業・就業時刻の確認及び記録を職員の申告により行っている団体にあつては、原則的な方法により行うよう努めるとともに、職員の申告により行わざる得ない場合は、ガイドライン4(3)に掲げる措置を講じること。

地方公共団体の人事担当課長等が出席する各種会議等において、積極的な取組を要請

- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（H29.4.21開催）
- 平成29年度地方財政連絡会議（H29.5～開催）
- 勤務条件等調査ヒアリング（H29.7実施）
- 全国人事委員会事務局長会議（H29.8.23開催）
- 全国人事担当課長・市町村担当課長会議（H29.8.24開催）

- 女性活躍・働き方改革推進協議会
 - 地方公共団体と総務省の女性職員活躍・働き方改革の担当者が、各団体に共通する課題の解決に向けた具体的・実践的な取組手法について意見交換・情報交換を行う場を平成29年度より設置。平成30年度も引き続き実施予定。
 - ◎ 分科会（都道府県及び政令指定都市の担当者が出席）
 - 北海道・東北ブロック分科会（H29.9.15開催）、関東ブロック分科会（H29.9.1開催）
 - 東海・北陸ブロック分科会（H29.9.4開催）、近畿ブロック分科会（H29.9.5開催）
 - 中国・四国ブロック分科会（H29.9.6開催）、九州ブロック分科会（H29.9.1開催）

 - ◎ 分科会市町村部会（開催県内の市町村担当者が出席）
 - 北海道市町村部会（H29.11.6開催）、山形県市町村部会（H29.10.30開催）
 - 埼玉県市町村部会（H29.11.16開催）、静岡県市町村部会（H29.8.30開催）
 - 和歌山市町村部会（H29.10.12開催）、香川県市町村部会（H29.7.12開催）
 - 長崎県市町村部会（H29.9.8開催）、大分県市町村部会（H29.9.6開催）

地方公共団体における「ゆう活」の取組

平成29年における「ゆう活」実施の要請等

1 「ゆう活」による時間外勤務縮減の好事例を紹介 (H29.3.29「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果」資料)

- (例) ●時間外勤務が、対前年同月比で約15%減少した。
●「ゆう活」実施職員の定時退庁率が約95%となった。
●「ゆう活」実施職員の時間外勤務実施率が、その他職員の約1/8であった。

2 様々な工夫や試行により積極的に「ゆう活」を行っている事例を紹介 (H29.3.28 地方公共団体に周知)

- (例) ●窓口職場についても、通常勤務者を一定割合確保すれば、職場の判断で実施可能に
●「ゆう活」がなじまないとされる交代制勤務職場である保育園でも、保育士以外の職種については実施可能に
●職員が100人程度の小規模団体においても実施
●住民の理解が得られるよう、HPや広報誌、窓口への掲示等により周知

3 特に市区町村に対し、「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組を行うよう依頼 (H29.4.28公務員部長通知)

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただきたい
- 未実施の団体にあつては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい

4 地方公共団体の人事担当課長等が出席する各種会議等において、積極的な取組を要請

- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議 (H29.4.21開催)
- 平成29年度地方財政連絡会議 (H29.5～開催)
- 勤務条件等調査ヒアリング (H29.7実施)
- 全国人事委員会事務局長会議 (H29.8.23開催)
- 全国人事担当課長・市町村担当課長会議 (H29.8.24開催)

平成29年の実施結果

- 都道府県： 47団体 (朝型勤務44団体、定時退庁促進3団体) ※昨年度43団体
- 政令指定都市： 19団体 (朝型勤務18団体、定時退庁促進1団体) ※昨年度16団体
- その他の市区町村： 366団体 (朝型勤務156団体、定時退庁促進210団体) ※昨年度122団体

以上のほか、ゆう活の趣旨に即した取組を実施した団体も多数

(朝型勤務実施団体)

(例) 20時一斉消灯の実施、幹部職員による巡回、所属別の時間外勤務縮減目標の設定、連続休暇の取得促進 等

「ゆう活」の取組（昨年度の取組から工夫した点・充実した点等）

（1）職員が「ゆう活」に取り組みやすいような工夫（実施期間・対象の拡大など）

- 朝型勤務のパターンを拡大（3パターン⇒6パターン）、実施期間の拡大（7月～8月⇒6月～9月）
- 申請期限の緩和（1週間前まで⇒前日の午前中まで）や手続の簡略化など、実施しやすいよう工夫
- 「ゆう活」実施の好事例をモデルとして職員に提示し、実施希望者の増加を図る。
- 空調稼働時間を1時間早めることにより、朝型勤務中の職員が集中して業務に取り組める職場環境を整備

（2）窓口職場・交代制勤務職場での実施

- 名札や机上に朝型勤務を実施している旨を掲示し、来庁者等が一目で見て分かりやすいようにした。
- 職員が定時退庁できるよう、所属長が窓口の状況や業務の進捗状況を把握した上で事務分担・人員配置を調整
- 窓口で市民対応にあたる職員が不足した場合、別の課の職員が応援に入れるよう、応援態勢の整備に取り組む。

（3）その他

- フレックスタイム制を活用した朝型勤務を推奨（フレックスタイム制は通年で実施）
- イクボス宣言をした市長及び幹部職員が職員に「ゆう活」を推奨し、朝型勤務をしやすい職場風土を醸成 等

定時退庁促進の取組（主なもの）

- プレミアムフライデーに併せて庁内一斉定時退庁を実施（実施時には、人事担当部署による見回りも行う）
- 毎週水曜日をノー残業デーとし、全職員のパソコンに定時退庁を促すメッセージを一斉配信する。
- 勤務時間終了後15分以内の一斉消灯（緊急の場合等やむを得ない場合は、所属長が部長の了解を得る）
- 16時以降の会議・打合せの原則禁止
- 集中タイムの設定（9時30分以前及び16時以降は会議・打合せを実施せず、個人の業務に集中）
- 各部局の幹部職員が職場巡回し定時退庁を促す。
- 市長が庁内放送により早期退庁を促すメッセージを発信

職員に対して「ゆう活」の積極的な実施を促している事例

岐阜県

「ゆう活」の実施通知に併せて「昨年度朝型勤務を実施した職員の声」を送付

【掲載例】

- 通勤ラッシュを避けることができ、渋滞に巻き込まれることなく通勤できた。
- 屋外での業務を早朝に行うことで、熱中症等の危険を回避することができた。
- 管理職が実施することで、早い時間に決裁を回し始めるなど、勤務時間内に仕事を終わらせる意識付けができた。
- 勤務時間終了後に、自己啓発や農作業などプライベートを充実させることができた。

長野県

県庁職員のポータルサイトに「ゆう活コーナー」を設置し、夕方時間を活用する様々な催しを紹介

【掲載例】

- 県立図書館で、館長の解説を聞きながら信州の歴史や暮らしを学ぶ講座
- 健康運動指導士による、健康づくりのためのスロージョギング講座
- 県庁職員によるテニスサークルの会合

福島県矢吹町

職員に対し「タイムマネジメント研修」を実施

【対象者】 管理職と管理職以外の職員（階層別に分けて実施）

【研修内容】 ● 「ゆう活」の意義・目的

- 限られた勤務時間で効率的・効果的に仕事を進めるための優先順位の考え方

評 価

（１）ワークライフバランスの実現

＜職員側の意見＞

- ・子どもとふれあう時間や、趣味に費やす時間が増えるなど、自分や家族のリフレッシュにもつながった。
- ・通勤の際に朝夕の渋滞を避けることができ、通勤時のストレス緩和につながった。

＜人事当局側の意見＞

- ・勤務時間に制約のある職員の働き方を職場全体で考える契機となり、働き方改革のきっかけとしても有効。
- ・職員が自身の生活スタイルに合わせた働き方を選択しやすくなり、ワークライフバランスの推進につながっている。

（２）業務の効率化、時間外勤務の縮減

＜職員側の意見＞

- ・来庁者や電話もなく、朝の涼しい時間に集中して仕事に取り組むことができ、業務効率が上がった。
- ・定時退庁を目的とし、終業時刻を意識した効率的な業務執行につながった。

＜人事当局側の意見＞

- ・職員が各自の状況に合わせて多様な勤務時間を設定できるため、職員の士気向上や事務の効率化につながっている。
- ・「ゆう活」実施期間における職員の時間外勤務が、前年度比で約10%縮減した。

課 題

＜職員側の意見＞

- ・保育所の開所時間など、社会全体が朝型勤務に対応していかないと、活用が進まないのではないか。
- ・「ゆう活」について、取引先や住民に理解をいただくための、より一層の周知が必要。

＜人事当局側の意見＞

- ・窓口職場では、朝型勤務を実施した職員が退庁する夕方以降、体制が手薄になることへの対応が必要。
- ・業務の効率化や退庁しやすい雰囲気醸成に寄与する一方、生活リズムの変化への対応や家族への負担を指摘する声もある。

「平成29年の『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』の取組について」の概要 （平成29年3月28日付け事務連絡）

- 「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にあつては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい。

【「ゆう活」の趣旨に即した取組の例】

- 通常は原則21時の消灯を、20時に前倒して実施
- ノー残業デーに幹部が職場を巡回して早期退庁を促す
- ノー残業月間（8月）の時間外勤務を原則として禁止
- 所属ごとに期間内の時間外勤務縮減目標を設定して取り組む

- 積極的な取組事例（窓口職場や交代制勤務職場を含む全職場での実施、夏期にとどまらない通年での実施、多様な勤務パターンの設定など）を今後の取組の参考としていただきたい。

- ・各団体におかれては、従来より、ワークライフバランスの推進や女性職員が活躍できる環境の整備に取り組まれています。近時は特に、官民や国地方を問わず、長時間労働の是正を始めとする働き方改革が重要な政策課題となっています。
- ・現在ご協力いただいている「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査」の結果については、近く取りまとめの上送付させていただく予定ですが、地方公共団体においても、時間外勤務の縮減に向けて更なる取組が必要な状況にあると考えております。
この点、「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされているところです。
- ・各団体におかれては、長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、地域の実情に即しつつ、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にあつては、まずは実践していただくよう、また、これまでに実施された団体にあつては、課題の改善を図り、更に充実した取組を実施していただくようお願いいたします。
- ・「ゆう活」の積極的な取組事例を別紙にまとめておりますので、今後の取組のご参考としてください。（略）

「時間外勤務縮減等に向けた取組の一層の推進及び平成29年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」の概要（平成29年4月28日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題。
- 働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただき、時間外勤務縮減等に向けた取組を一層推進していただきたい。
- 「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にとっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい。

（略） 時間外勤務縮減の取組については、各団体において様々な取組が行われており、特に「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされたところです。

各団体におかれては、長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割を改めてご認識いただき、下記の事項に留意の上、時間外勤務縮減等に向けた取組を一層推進していただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知されるようお願いいたします。特に、市区町村においては、必ずしも「ゆう活」の実施が広がっていない状況にあるので、「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組に是非着手するよう、助言方お願いいたします。（略）

1 時間外勤務縮減等の取組について

（略）

2 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施について

- （1）「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にとっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践されたいこと。また、これまでに実施した団体にとっては、課題の改善を図り、更に充実した取組を実施されたいこと。
- （2）本日、「平成29年度国家公務員における「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」実施方針」が内閣人事局から各府省に対して通知されたところであり、国家公務員における取組も参考にされたいこと。また、総務省としては、地方公共団体における「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施結果等についてフォローアップを行う予定であるので、留意いただきたいこと。

地方公共団体におけるストレスチェックの取組

<実施に向けた取組>

- 50人未満の事業場を含め、全ての職員にストレスチェックを実施するよう依頼

安全厚生推進室長通知（平成27年5月14日、平成29年12月26日）

〔文面〕 ストレスチェック実施の事業者への義務付けは、常時使用する労働者が50人未満の事業場については当分の間努力義務とされていますが、制度の趣旨を踏まえ事業場の規模に関わらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由がない限り全ての職員にストレスチェックを実施するなど、メンタルヘルス対策を推進していただきますようお願いいたします。

- 地方公務員に対する研修会や全国市町村担当課長会議等において周知、積極的な取組を要請

平成29年3月31日現在

	年度 ※	常時 50人以上 の職員を使用する事業場			常時 50人未満 の職員を使用する事業場		
		事業場	検査を実施した 事業場	検査実施 事業場率(%)	事業場	検査を実施した 事業場	検査実施 事業場率(%)
都 道 府 県	H28	6,269	6,269	100.0	6,029	6,029	100.0
	H27	6,266	266	4.2	5,848	438	7.4
指 定 都 市	H28	1,332	1,332	100.0	7,216	7,065	97.9
	H27	1,331	91	6.8	7,507	810	10.7
市 区	H28	3,030	3,004	99.1	44,846	40,058	89.3
	H27	2,944	303	10.2	45,476	3,891	8.5
町 村	H28	977	935	95.7	11,453	8,795	76.7
	H27	962	105	10.9	10,656	656	6.1
一 部 事 務 組 合 等	H28	437	419	95.8	3,031	1,341	44.2
	H27	438	25	5.7	3,015	136	4.5
合 計	H28	12,045	11,959	99.2	72,575	63,288	87.2
	H27	11,941	790	6.6	72,502	5,931	8.1

※平成27年度（H27）は、調査対象期間が平成27年12月1日から平成28年3月31日までの4か月間である。

地方公務員に対する研修・相談の取組

研 修	実施数	参加人数
(1) 平成29年度 総務省自治大学校における講義 「メンタルヘルスにおけるリーダーシップ」、「女性が活躍する社会づくり」、「女性活躍推進と働き方改革」、「ワークライフバランス」		
都道府県等幹部候補対象 第1部第128期、129期	4(各2)	107人
市区町村等幹部候補対象 第2部第179期、180期、181期	3(各1)	341人
都道府県・市区町村等女性職員対象 第1部・第2部特別課程第33期、34期	4(各2)	216人
市区町村等幹部対象 第3部第108期	2	130人
(2) メンタルヘルス・マネジメント実践研修会		
5月 23日 熊本県、 26日 山形県、 29日 埼玉県、 30日 宮城県	4	502人
6月 15日～16日 東京都、 30日 大阪府	2	234人
7月 4日 鹿児島県、13日 青森県、 21日 茨城県、 28日 徳島県	4	735人
8月 4日 鳥取県、 10日 島根県、 23日 三重県	3	411人
9月 1日 新潟県	1	92人
10月 4日 北海道、 12日～13日 大阪府、 20日 滋賀県	3	320人
11月 2日 福島県、 10日 沖縄県	2	189人

相 談

○地方公務員共済組合におけるメンタルヘルス相談として無料の電話相談・面談を実施

○地方公務員災害補償基金等におけるメンタルヘルス対策窓口として無料の電話(Eメール)相談を実施